

松阪市遠隔窓口システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、市民サービスの拠点施設として、本庁舎（以下、「本庁」という）及び支所として嬉野、三雲、飯南、飯高の各地域に地域振興局（以下、「支所」という）を有している。各支所においては、限られた職員で幅広い担当分野を持ち業務にあたっているが、専門的な知識が必要となる分野で、かつ年間の取扱件数が限られるような業務については、即時的な対応が困難なケースがあり、本庁の職員に確認をとりながら対応せざるを得ない。

本業務は、上記課題に対応するために、本庁と支所をテレビ電話形式で接続する遠隔窓口システムを導入し、支所を訪れた市民が本庁職員と直接コミュニケーションをとることができるようにすることで、支所における市民サービスの維持及び充実に目的とするものである。

2. 業務概要

(1) 業務件名

遠隔窓口システム導入業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 提案上限額

導入業務：19,525,000円

運用保守業務：79,200円/月

松阪市 IaaS 利用料：64,000円/月

※消費税及び地方消費税を含む。

※上記の額には本業務に必要なすべての費用を含むものとし、各業務における上限額を超過する場合は、当該提案は無効とする。

3. 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ確実に

履行する能力を有する者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実及び柔軟な対応が可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③松阪市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿に営業種目（業務委託）として「業種：管理・保守 営業種目：OA 機器」又は「業種：管理・保守 営業種目：情報システム」に登録があること。
- ④松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第 150 号）により、指名停止を受けている期間でないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- ⑦国税及び地方税を滞納していないこと。

4. 参加申込の留意点

（1）プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（3）使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（4）提出書類の取り扱い

提出された書類については差し替え不可とし、提案の採用又は不採用に関わらず返却しない。また、本市は、提供された書類の取り扱いに十分注意するとともに、本プロポーザルにかかる審査以外の目的で使用しない。

（5）その他

本要領及び仕様書に定めた事項について変更があった場合には、本市ホームページに掲

載するほか、参加資格審査結果通知後の場合は参加希望者に通知する。

5. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日時（期限等）
・ 公告	10月24日（月）
・ 参加申請に係る質問締切	10月28日（金）17時必着
・ 参加申請に係る質問回答	10月31日（月）
・ 参加申請書提出期限	11月2日（水）17時必着
・ 参加資格審査結果通知	11月7日（月）
・ 企画提案に係る質問締切	11月9日（水）17時必着
・ 企画提案に係る質問回答	11月11日（金）
・ 企画提案書及び提案見積書提出期限	11月16日（水）17時必着
・ 一次審査（5者以上から企画提案がある場合）	11月18日（金）
・ プレゼンテーション日時通知	11月21日（月）
・ プレゼンテーション及びデモンストレーション	11月28日（月）
・ 最終審査結果通知及び結果公表	12月2日（金）まで
・ 契約締結	12月7日（水）頃
・ システム構築	令和5年3月31日（金）まで
・ システム利用（運用保守）開始	令和5年4月1日（土）から

6. 参加申請等について

参加希望者は、提出書類を各受付期間に持参、郵送（書留又は特定記録郵便に限る。）、宅配便又は電子メールにより以下に示す提出先まで提出すること。

参加申請書等の提出先（担当課）
松阪市企画振興部デジタル未来戦略局市政改革課行革DX係（プロポーザル担当） 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL：0598-53-4363 FAX：0598-25-0825 E-mail：shisei.div@city.matsusaka.mie.jp

【提出書類一覧】

	書類名称	様式	提出部数	押印	メール提出
参加申請時	参加申請書	第1号	1部	不要	可
	事業者概要（沿革、代表者履歴等）	—	1部	不要	可
	納税に関する証明書 （発行から3か月以内のもの） ・市税の完納を証明する書類又はその写し（松阪市内に本店又は支店を有する事業者のみ） ・法人税（国税）、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類「納税証明書その3の3」又はその写し	—	1部	不要	可（※）
企画提案時	企画提案書	第2号	1部	不要	不可
	企画提案に係る説明書類 （規格：A4 上限50ページまで）	任意	紙1部 電子1部	不要	不可
	導入実績調書	第3号	1部	要	不可
	提案見積書	第4号	1部	要	不可
	質問書	第5号	1部	不要	可
	参加辞退届	第6号	1部	不要	可

（※）メールに添付する納税に関する証明書は、スキャンしたデータでの受付を可能とするが、提出するデータの作成にあたっては、以下のいずれかの方法をとること。

- ①「スキャンする日時」と「原本と相違ない旨」を原本（紙媒体）に記入した上でスキャンデータを作成する方法。
- ②原本をスキャンした上で、「スキャンした日時」と「原本と相違ない旨」をスキャンデータ上に入力する方法。

【電子メールによる提出の場合における指定事項】

- ①送信に使用するメールアドレスは、参加申請書に記したものに限定すること。
- ②添付するファイルデータは、すべてPDF形式とすること。
- ③メールに添付するファイルの容量は上限10MBまでとし、それを上回る場合はメールを2通以上に分けて送付すること。この場合、メールが複数に分かれる旨をタイトル又は本文に記載すること。
- ④各書式の提出期限までに、本市のメールボックスにおいて受信が確認できなければ無効とするため、電子メールによる場合は、上記「参加申請書等の提出先」まで電話にて到着確認を行うこと。本市にて電子メールの受信が確認できず、到着確認もされていない場合、異議は認めない。

⑤電子メールのタイトルは、以下のとおりとすること。

- ・申請時：【事業者名】遠隔窓口システム公募型プロポーザルに係る参加申請
- ・質問時：【事業者名】遠隔窓口システム公募型プロポーザルに係る質問
- ・辞退時：【事業者名】遠隔窓口システム公募型プロポーザルへの参加辞退

7. 質問及び回答について

- ① 参加申請に係る質問又は企画提案に係る質問がある場合は、それぞれ以下の期日までに電子メールにて質問書（様式第5号）を送付すること。
 - ・参加申請に係る質問：10月28日（金）17時必着
 - ・企画提案に係る質問：11月9日（水）17時必着
- ② 質問及び回答の内容は本市ホームページに掲載するものとし、質問者への個別回答は行わない。
- ③ 企画提案に係る質問は、参加資格審査を通過した者から提出されたもののみ回答する。
- ④ 質問した事業者名は公表せず、質問内容によって公平性を保てないと本市が判断した場合は回答を行わないことがある。

8. 企画提案書、導入実績調書及び提案見積書について

- ① 企画提案書は、様式第2号を表紙とし、任意様式の企画提案に係る説明書類（上限50ページ）を添付し提出すること。
- ② 企画提案書と併せて、導入実績調書（様式第3号）を提出すること。
- ③ その他、企画提案に関することは、別紙「松阪市遠隔窓口システム導入業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照すること。
- ④ 提案見積書（様式第4号）に記載する見積額は、導入業務、運用保守業務及び松阪市IaaS利用料とし、それぞれ様式内の指定する箇所に記載すること。
- ⑤ 提案見積書は封筒に入れ、封緘して提出すること。
- ⑥ 提案見積書を封緘した封筒には、業務件名、提案者名及び提案見積書が在中である旨を記載すること。
- ⑦ 次の事項のいずれかに該当する提案見積書は無効とする。
 - ア 指定の提案見積書（様式第4号）以外の書式で見積したとき。
 - イ 提案見積書に記名押印が無いとき。
 - ウ 提案見積書を封筒に2枚以上入れたとき。
 - エ 訂正した金額で見積したとき。
 - オ 提案上限額を超える金額で見積したとき。
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である等、見積要件を確認しがたいとき。

9. プレゼンテーション及びデモンストレーションについて

- ① 提案者は企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び提案するシステムのデモンストレーションを実施すること。
- ② プレゼンテーション及びデモンストレーションは、以下の日程において、松阪市産業振興センター（松阪市本町 2176 番地）の会議室で実施する。
 - ・日程：11 月 28 日（月）
 - ・時間：9 時から 17 時までの間（別途通知する）
 - ・制限時間：プレゼンテーション及びデモンストレーション 45 分、質疑応答 30 分※準備時間を考慮し、実施の 20 分前から入室を可能とする。
- ③ プレゼンテーションへの出席者は上限 5 名までとし、オンラインによる出席は認めない。ただし、デモンストレーションにおいてオンラインで出演する者は、出席者にカウントしない。
- ④ プレゼンテーションには提案者の他、提案するシステムの開発事業者の出席を可能とするが、それ以外の者の出席が判明した場合、当該提案は失格とする。
- ⑤ プレゼンテーションの際は、以下に示す本市準備物を用いてプレゼンテーションを実施すること。
 - 【プレゼンテーションにおける本市準備物】
 - ・プロジェクター（EPSON・EB-FH52）及びスクリーン
 - ・HDMI ケーブル（プロジェクター接続用）
 - ・延長コード
- ⑥ デモンストレーションでは、支所側（市民側）及び本庁側（職員側）の画面を順に示し、仕様書別紙にて示す機能要件を満たしていることを説明し、各機能の操作方法も併せて説明すること。
- ⑦ デモンストレーションは原則として他所とオンラインで接続し、各機能や画面の操作方法の説明を行うこと。ただし、オンライン接続による説明が困難な場合は、静止画による説明又は動画による説明も可能とする。
- ⑧ デモンストレーションにおいて使用する端末等は、原則として本プロポーザルで提案するものと同様のものとする。ただし、同様の端末で実施することが困難な場合は、本プロポーザルで提案するものより性能的に劣るもので実施すること。
- ⑨ プレゼンテーション及びデモンストレーションにおいて、⑤にて示した本市準備物以外に必要な機材は提案者にて準備し、準備時間内に設営を完了すること。

10. 審査・決定について

(1) 参加資格審査

本プロポーザルに参加申請があった者について、本要領「3. 参加資格条件」に関する審

査を行い、審査結果を参加申請者に電子メールにて通知する。

(2) 企画提案審査（一次審査）

本プロポーザルにおいて5者以上から企画提案がある場合、企画提案書に基づき、本市が設置する「松阪市遠隔窓口システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、(4) 企画提案の評価項目に沿って一次審査を実施し、高い評価を得た4者を選定する。一次審査において非選定となった者に対しては、その旨を11月21日（月）に電子メールにて通知する。

(3) 企画提案審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）

本プロポーザルに企画提案を行った者は、企画提案書に基づき、審査委員会に対しプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施することとし、詳細な実施時間及び注意事項等を11月21日（月）に電子メールにて通知する。

(4) 企画提案の評価項目

審査における「評価項目」は以下のとおりとする。審査委員会は6名の委員により構成し、システム及び機器構成、機能評価、本庁側インターフェース、支所側インターフェース及び導入・運用サポート体制について、企画提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーションに基づき審査を行い、各審査委員が各配点を満点として採点を行った後に平均点を算出し、小数点第二位以下を切り捨てとする。

評価項目	配点
導入実績	5点
システム及び機器構成	5点
機能評価	20点
本庁側インターフェース	15点
支所側インターフェース	10点
導入・運用サポート体制	15点
価格	30点
合計	100点

※各評価項目における評価基準及び評価内容は、別紙「松阪市遠隔窓口システム導入業務公募型プロポーザル評価基準」を参照すること。

(5) 最終審査

100点満点中、最も点数が高い提案者を最優秀提案者とする。最も高い点数が同点の場合、機能評価、本庁側インターフェース及び支所側インターフェースの合計点数が高い提案者を最優秀提案者とする。機能評価、本庁側インターフェース及び支所側インターフェースの

合計点数も同点の場合、価格点のうち運用費用点が高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、提案者いずれの点数も 40 点以上とならない場合は、最優秀提案者を選定せず、本プロポーザルは成立しないものとする。

(6) 最終審査結果の通知及び公表

最終審査結果は、プレゼンテーション実施者すべてに当該提案者の評価結果及び順位を通知するほか、以下の内容を本市ホームページで公表する。

- ・最優秀提案者の名称及び総合点数
- ・その他の企画提案者の名称（B 社、C 社と表記する。）及び総合点数

1 1. 契約

最優秀提案者を契約予定者とし、契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条の規定に基づき契約締結時に契約保証金を納めるものとする。ただし、同条第 3 号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。

1 2. その他

- ① 参加申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 6 号）を提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退により以後における不利益な扱いはない。
- ② 本市がやむをえない理由により本プロポーザルを中止した場合において、企画提案に係る経費は提案者の負担とする。
- ③ 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本業務の成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属する。
- ④ 次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - イ 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
 - ウ 提出書類の提出期限に遅れた場合。
 - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合及び提案者又はシステム開発事業者以外の者が参加した場合。
 - オ 見積書が提案上限額を超えている場合。
 - カ 審査選定の公平性を害する行為があった場合。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。